

佐賀県規則第62号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成21年佐賀県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(資源管理規程の設定の認可申請等)</p> <p>第3条 <u>法第11条の2第1項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、資源管理規程設定（変更）認可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(信用事業規程の設定の認可申請等)</p> <p>第4条 <u>法第11条の4第1項</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合（漁業生産組合を除く。以下この条から第9条まで、第14条から第16条まで及び第18条において同じ。）は、信用事業規程設定認可申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第11条の4第3項</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、信用事業規程変更（廃止）認可申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第11条の4第4項</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、信用事業規程変更届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 信用事業規程の変更を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p>	<p>(資源管理規程の設定の認可申請等)</p> <p>第3条 <u>法第11条の3第1項</u>（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、資源管理規程設定（変更）認可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(信用事業規程の設定の認可申請等)</p> <p>第4条 <u>法第11条の5第1項</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合（漁業生産組合を除く。以下この条から第9条まで、第14条、<u>第17条第1項、第18条、第23条（第4項を除く。）及び第24条（第3項を除く。）</u>において同じ。）は、信用事業規程設定認可申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第11条の5第3項</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、信用事業規程変更（廃止）認可申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>法第11条の5第4項</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、信用事業規程変更届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 信用事業規程の変更を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p>

改正前	改正後
<p>(2)・(3) 略 (信用事業方法書の設定等の届出)</p> <p>第5条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第5条第4項の規定による届出をしようとする組合は、信用事業方法書設定（変更・廃止）届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を<u>議決</u>した理事会議事録謄本又は抄本</p> <p>(3)・(4) 略 (地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)</p> <p>第6条 <u>法第11条の5</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度認可申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (信用供与等限度額を超える信用供与等の承認申請)</p> <p>第7条 <u>法第11条の11第1項</u>ただし書又は同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする組合は、信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）超過承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(特定関係者との間の取引等の承認申請)</p> <p>第8条 <u>法第11条の12</u>ただし書（法第92条第1項、第96条第1項及</p>	<p>(2)・(3) 略 (信用事業方法書の設定等の届出)</p> <p>第5条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第5条第4項の規定による届出をしようとする組合は、信用事業方法書設定（変更・廃止）届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を<u>決議</u>した理事会議事録謄本又は抄本</p> <p>(3)・(4) 略 (地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)</p> <p>第6条 <u>法第11条の7</u>（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度認可申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (信用供与等限度額を超える信用供与等の承認申請)</p> <p>第7条 <u>法第11条の14第1項</u>ただし書又は同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする組合は、信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）超過承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(特定関係者との間の取引等の承認申請)</p> <p>第8条 <u>法第11条の15</u>ただし書（法第92条第1項、第96条第1項及</p>

改正前	改正後
<p>び第100条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、特定関係者との間の取引等承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(共済規程の設定の認可申請等)</p> <p>第10条 法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程設定認可申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 共済規程の設定を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>2 法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程変更(廃止)認可申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共済規程の変更又は廃止を<u>議決</u>した総会又は総代会(共済規程の変更のうち、定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録謄本又は抄本</p> <p>(3) 略</p> <p>3 法第15条の2第3項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程変更届出書(様式第14号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共済規程の変更を<u>議決</u>した理事会の議事録謄本又は抄本</p>	<p>び第100条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、特定関係者との間の取引等承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(共済規程の設定の認可申請等)</p> <p>第10条 法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程設定認可申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 共済規程の設定を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>2 法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程変更(廃止)認可申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共済規程の変更又は廃止を<u>決議</u>した総会又は総代会(共済規程の変更のうち、定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会)の議事録謄本又は抄本</p> <p>(3) 略</p> <p>3 法第15条の2第3項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済規程変更届出書(様式第14号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共済規程の変更を<u>決議</u>した理事会の議事録謄本又は抄本</p>

改正前	改正後
<p>(3) 略</p> <p>(基準議決数を超えて議決権を有することについての承認申請)</p> <p>第14条 法第17条の15第2項ただし書(法第87条の4第2項(法第100条第1項において準用する場合を含む。))及び第96条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、基準議決数等超過所有承認申請書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(一時役員職務を行うべき者の選任又は総会の招集の請求)</p> <p>第16条 法第43条第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする組合員その他の利害関係人は、一時役員選任(総会招集)請求書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第17条 法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする組合は、定款変更認可申請書(様式第23号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 法第48条第4項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定によ</p>	<p>(3) 略</p> <p>(基準議決数を超えて議決権を有することについての承認申請)</p> <p>第14条 法第17条の15第2項ただし書(法第87条の3第2項(法第100条第1項において準用する場合を含む。))及び第96条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けようとする組合は、基準議決数等超過所有承認申請書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(一時役員職務を行うべき者の選任又は総会の招集の請求)</p> <p>第16条 法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする組合員その他の利害関係人は、一時役員選任(総会招集)請求書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第17条 法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする組合は、定款変更認可申請書(様式第23号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定款の変更を決議した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 法第48条第4項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)又は第84条の7第2項の規定</p>

改正前	改正後
<p>る届出をしようとする組合は、定款変更届出書（様式第24号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定款の変更を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>(3) 略</p> <p>（共済事業の全部の譲渡等の届出）</p> <p>第19条 法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済事業全部譲渡等届出書（様式第28号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を<u>議決</u>した総会議事録謄本</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（組合設立の認可申請等）</p> <p>第22条 法第63条第1項（<u>法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項</u>において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする発起人は、設立認可申請書（様式第33号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、法第80条及び第81条の条件を具備していることを証する書面</u></p>	<p>による届出をしようとする組合は、定款変更届出書（様式第24号又は<u>様式第24号の2</u>）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定款の変更を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>(3) 略</p> <p>（共済事業の全部の譲渡等の届出）</p> <p>第19条 法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定による届出をしようとする漁業協同組合及び水産加工業協同組合は、共済事業全部譲渡等届出書（様式第28号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を<u>決議</u>した総会議事録謄本</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（組合設立の認可申請等）</p> <p>第22条 法第63条第1項（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする発起人は、設立認可申請書（様式第33号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

改正前	改正後
<p>(11) 略</p> <p>(解散の認可申請等)</p> <p>第23条 法第68条第2項（<u>法第86条第4項及び第96条第5項</u>において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、解散認可申請書（様式第34号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 組合の解散を<u>議決</u>した総会議事録謄本</p> <p>(3) 略</p> <p>2 法第68条第5項（<u>法第86条第4項及び第96条第5項</u>において準用する場合を含む。）又は<u>第91条第5項</u>（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、解散届出書（様式第35号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 <u>組合は、法第68条第1項第3号若しくは第4号</u>（法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）又は<u>第91条第1項第3号若しくは第4号</u>（法第100条第5項において準用する場</p>	<p>(10) 略</p> <p><u>2 法第85条の2第4項の規定による届出をしようとする漁業生産組合は、設立届出書（様式第33号の2）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款（役員選挙（選任）規程等の定款附属書を含む。）</u></p> <p><u>(2) 登記事項証明書</u></p> <p><u>(3) 法第80条及び第81条の条件を具備していることを証する書面</u></p> <p>(解散の認可申請等)</p> <p>第23条 法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする組合は、解散認可申請書（様式第34号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 組合の解散を<u>決議</u>した総会議事録謄本</p> <p>(3) 略</p> <p>2 法第68条第6項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は<u>第91条第6項</u>（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする組合は、解散届出書（様式第35号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 法第68条第4項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は<u>第91条第4項</u>（法第100条第5項において準用する場合を含む。）<u>の規定による届出をしようとする組合は、前項の解散届</u></p>

改正前	改正後
<p>合を含む。)に掲げる事由により解散したときは、前項の解散届出書に同項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(合併等の認可申請)</p> <p>第24条 法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可を受けようとする組合(命令第50条第1項に規定する組合を除く。)は、合併認可申請書(様式第36号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>	<p>出書に同項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p><u>4 法第85条の4第2項の規定による届出をしようとする漁業生産組合は、第2項の解散届出書に同項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(事業存続の届出)</u></p> <p>第23条の2 <u>法第68条の2第1項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の届出をしようとする組合は、事業存続届出書(様式第35号の2)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 登記が最後であった日から5年を経過している理由書</u></p> <p><u>(2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書</u></p> <p><u>(3) その他事業を存続していることの参考となるべき事項を記載した書面</u></p> <p><u>(組合の継続)</u></p> <p>第23条の3 <u>法第68条の3第3項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする組合は、組合継続届出書(様式第35号の3)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(合併等の認可申請等)</p> <p>第24条 法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可を受けようとする組合(命令第50条第1項に規定する組合を除く。)は、合併認可申請書(様式第36号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 略</p> <p>(2) 組合の合併を<u>議決</u>した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。第5号において同じ。）において準用する法第69条第2項の認可を受けようとする組合は、権利義務包括承継認可申請書（様式第38号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 権利義務の包括承継を<u>議決</u>した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>(3)～(9) 略 （清算終了の届出）</p> <p>第25条 法第85条の10の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了届出書（様式第39号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 組合の合併を<u>決議</u>した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 法第85条の5第3項の規定による届出をしようとする漁業生産組合は、<u>合併届出書（様式第37号の2）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>定款（役員選挙（選任）規程等の定款附属書類を含む。）</u></p> <p>(2) <u>組合の合併を決議した総会の議事録謄本又は抄本</u></p> <p>(3) <u>登記事項証明書</u></p> <p><u>4</u> 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。第5号において同じ。）において準用する法第69条第2項の認可を受けようとする組合は、権利義務包括承継認可申請書（様式第38号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 権利義務の包括承継を<u>決議</u>した総会議事録謄本その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>(3)～(9) 略 （清算終了の届出）</p> <p>第25条 法第85条の14の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了届出書（様式第39号）を知事に提出しなければならない。 <u>（組織変更の届出）</u></p> <p>第25条の2 法第86条の10の規定による届出をしようとする漁業生産組合は、<u>組織変更届出書（様式第39号の2）</u>を知事に提出しな</p>

改正前	改正後
<p>(<u>監査規程の設定等の認可申請</u>)</p> <p>第26条 <u>法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会は、監査規程設定（変更・廃止）認可申請書（様式第40号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>理由書</u></p> <p>(2) <u>法第87条の2第2項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する資格を有する役員又は職員の履歴書</u></p> <p>(3) <u>監査規程の設定の場合にあっては、監査規程</u></p> <p>(4) <u>監査規程の変更の場合にあっては、当該変更部分に係る新旧対照表</u></p> <p>(認可対象会社を子会社とすること等についての認可申請)</p> <p>第27条 <u>法第87条の3第4項（同条第6項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び法第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、認可対象会社等の子会社化認可申請書（様式第41号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第87条の3第5項ただし書（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、認可対象会社の子会社化継続認可申請書（様式第42号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議、選挙又は当選の取消しの請求)</p> <p>第29条 <u>法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする組合員は、総会の議決又は</u></p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>第26条 削除</p> <p>(認可対象会社を子会社とすること等についての認可申請)</p> <p>第27条 <u>法第87条の2第4項（同条第6項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び法第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、認可対象会社等の子会社化認可申請書（様式第41号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>法第87条の2第5項ただし書（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、認可対象会社の子会社化継続認可申請書（様式第42号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議、選挙又は当選の取消しの請求)</p> <p>第29条 <u>法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求をしようとする組合員は、総会の決議又は</u></p>

改正前	改正後
<p>選挙若しくは当選取消請求書（様式第44号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（不祥事件発生の届出）</p> <p>第30条 <u>法第126条の2</u>の規定による届出（規則第224条第1項第20号に掲げる場合に限る。）をしようとする組合は、不祥事件発生届出書（様式第45号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において資源管理規程の設定（変更）の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第11条の2第1項（同法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 資源管理規程の設定又は変更を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本 3 略 4 水産業協同組合法第11条の2第6項に規定する場合にあっては、資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面 <p>5・6 略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p>	<p>選挙若しくは当選取消請求書（様式第44号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（不祥事件発生の届出）</p> <p>第30条 <u>法第126条</u>の規定による届出（規則第224条第1項第21号に掲げる場合に限る。）をしようとする組合は、不祥事件発生届出書（様式第45号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において資源管理規程の設定（変更）の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第11条の3第1項（同法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 資源管理規程の設定又は変更を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本 3 略 4 水産業協同組合法第11条の3第6項に規定する場合にあっては、資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面 <p>5・6 略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において資源管理規程の廃止の<u>議決</u>をしたので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業規程の設定の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第11条の4第1項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>3 信用事業規程の設定を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業規程の変更（廃止）の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第11条の4第3項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p>	<p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において資源管理規程の廃止の<u>決議</u>をしたので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p> <p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業規程の設定の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第11条の5第1項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>3 信用事業規程の設定を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>注 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業規程の変更（廃止）の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第11条の5第3項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p>

改正前	改正後
<p>2 信用事業規程の変更又は廃止を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>信用事業規程の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第11条の4第4項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <p>1 信用事業規程の変更を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の理事会において信用事業方法書の設定（変更・廃止）を<u>議決</u>したので、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を<u>議決</u>した理事会議事録謄本又は抄本</p> <p>3・4 略</p> <p>様式第7号（第6条関係）</p>	<p>2 信用事業規程の変更又は廃止を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>信用事業規程の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第11条の5第4項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <p>1 信用事業規程の変更を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の理事会において信用事業方法書の設定（変更・廃止）を<u>決議</u>したので、漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 信用事業方法書の設定、変更又は廃止を<u>決議</u>した理事会議事録謄本又は抄本</p> <p>3・4 略</p> <p>様式第7号（第6条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>水産業協同組合法第11条の5（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について次のとおり認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	<p>略</p> <p>水産業協同組合法第11条の7（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度について次のとおり認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>
<p>略</p> <p>様式第8号（第7条関係）</p>	<p>略</p> <p>様式第8号（第7条関係）</p>
<p>略</p> <p>水産業協同組合法第11条の11第1項ただし書又は同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により同一人に対する信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）を超えることの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	<p>略</p> <p>水産業協同組合法第11条の14第1項ただし書又は同条第2項後段において準用する同条第1項ただし書（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により同一人に対する信用供与等限度額（合算信用供与等限度額）を超えることの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>
<p>略</p> <p>様式第9号（第8条関係）</p>	<p>略</p> <p>様式第9号（第8条関係）</p>
<p>略</p> <p>水産業協同組合法第11条の12ただし書（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	<p>略</p> <p>水産業協同組合法第11条の15ただし書（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>
<p>略</p> <p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の総会（総代会）において共済規程の</p>	<p>略</p> <p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の総会（総代会）において共済規程の</p>

改正前	改正後
<p>設定の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>3 共済規程の設定の<u>議決</u>をした総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>注 略</p> <p>様式第13号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の総会（総代会）（理事会）において共済規程の変更（廃止）の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第2項（同法第96条第1項において準用する場合も含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 共済規程の変更又は廃止の<u>議決</u>をした総会又は総代会（定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会）の議事録謄本又は抄本</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第14号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p>	<p>設定の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>3 共済規程の設定の<u>決議</u>をした総会又は総代会の議事録謄本又は抄本</p> <p>注 略</p> <p>様式第13号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の総会（総代会）（理事会）において共済規程の変更（廃止）の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第15条の2第2項（同法第96条第1項において準用する場合も含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 共済規程の変更又は廃止の<u>決議</u>をした総会又は総代会（定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会）の議事録謄本又は抄本</p> <p>3 略</p> <p>注 略</p> <p>様式第14号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p>

改正前	改正後
<p>2 共済規程の変更の<u>議決</u>をした理事会の議事録謄本又は抄本</p> <p>3 略</p> <p>様式第17号（第13条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の総会（総代会）において契約条件の変更の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第17条の11第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、契約条件の変更について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>3 水産業協同組合法第17条の5第1項（同法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の<u>議決</u>に係る契約条件の変更の内容を示す書類</p> <p>4・5 略</p> <p>様式第18号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第17条の15第2項ただし書（同法<u>第87条の4第2項</u>（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、基準議決権数を超えて取得し、又は保有することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第23号（第17条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）におい</p>	<p>2 共済規程の変更の<u>決議</u>をした理事会の議事録謄本又は抄本</p> <p>3 略</p> <p>様式第17号（第13条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の総会（総代会）において契約条件の変更の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第17条の11第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、契約条件の変更について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1・2 略</p> <p>3 水産業協同組合法第17条の5第1項（同法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の<u>決議</u>に係る契約条件の変更の内容を示す書類</p> <p>4・5 略</p> <p>様式第18号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第17条の15第2項ただし書（同法<u>第87条の3第2項</u>（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、基準議決権数を超えて取得し、又は保有することの承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第23号（第17条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）におい</p>

改正前	改正後
<p>て定款変更の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第48条第2項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 定款の変更を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本 3～5 略 <p>様式第24号（第17条関係）</p> <p>略</p> <p>定款の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第48条第4項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 定款の変更を<u>議決</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本 3 略 	<p>て定款変更の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第48条第2項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 定款の変更を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本 3～5 略 <p>様式第24号（第17条関係）</p> <p>略</p> <p>定款の軽微な事項等について変更したので、水産業協同組合法第48条第4項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 定款の変更を<u>決議</u>した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本 3 略

様式第24号の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2（第17条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事氏名

印

定款変更届出書

年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において定款変更の決議をしたので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の変更を決議した総会又は総代会の議事録謄本又は抄本
- 3 定款の変更部分に係る新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第25号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業の譲渡の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を<u>議決</u>した総会の議事録謄本 3 略 4 <u>財産目録及び貸借対照表</u> 5～9 略 	<p>様式第25号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業の譲渡の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を<u>決議</u>した総会の議事録謄本 3 略 4 貸借対照表 5～9 略
<p>様式第26号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業の譲受けの<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを<u>議決</u>した総会の議事録謄本 3 略 	<p>様式第26号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業の譲受けの<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第54条の2第3項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを<u>決議</u>した総会の議事録謄本 3 略

改正前	改正後
<p>4 財産目録及び貸借対照表</p> <p>5～11 略</p> <p>様式第28号（第19条関係）</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 共済事業の譲渡又はその共済契約の全部の移転を<u>議決</u>した 総会議事録謄本</p> <p>3～7 略</p> <p>様式第33号（第22条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第63条第1項（同法<u>第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項</u>及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>設立しようとする組合が漁業生産組合である場合にあっては、水産業協同組合法第80条及び第81条の条件を具備していることを証する書面</u></p> <p>11 略</p>	<p>4 貸借対照表</p> <p>5～11 略</p> <p>様式第28号（第19条関係）</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 共済事業の譲渡又はその共済契約の全部の移転を<u>決議</u>した 総会議事録謄本</p> <p>3～7 略</p> <p>様式第33号（第22条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第63条第1項（同法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1～9 略</p> <p>10 略</p>

様式第33号の次に次の1様式を加える。

様式第33号の2（第22条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事氏名

印

設立届出書

漁業生産組合を設立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 定款（役員選挙（選任）規程等の定款附属書を含む。）
- 2 登記事項証明書
- 3 水産業協同組合法第80条及び第81条の条件を具備していることを証する書面

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第34号（第23条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合解散の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第68条第2項（同法第86条第4項及び第96条第5項）又は第91条の2第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 解散を<u>議決</u>した総会議事録謄本 3 略 <p>様式第35号（第23条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第68条第5項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第91条第5項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散し、又は同法第68条第1項第3号若しくは第4号（同法第86条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第91条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事由に該当することにより解散したので、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>様式第34号（第23条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合解散の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第68条第2項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 解散を<u>決議</u>した総会議事録謄本 3 略 <p>様式第35号（第23条関係）</p> <p>略</p> <p><u> </u>組合（連合会）を解散したので、水産業協同組合法第68条第6項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第91条第6項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）<u>、</u>同法第68条第4項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第91条第4項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）又は同法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>略</p>

様式第35号の次に次の2様式を加える。

様式第35号の2（第23条の2関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事氏名

印

事業存続届出書

当組合の事業を存続することについて、水産業協同組合法第68条の2第1項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記が最後にあった日から5年を経過している理由書
- 2 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 3 その他事業を存続していることの参考となるべき事項を記載した書面

様式第35号の3（第23条の3関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事氏名

印

組合継続届出書

年 月 日開催の通常（臨時）総会（総代会）において当組合の継続を決議したので、水産業協同組合法第68条の3第3項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組合の継続を決議した総会の議事録謄本又は抄本
- 2 登記事項証明書

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第36号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合合併の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 組合の合併を<u>議決</u>した総会議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面 3～9 略 <p>注 略</p> <p>様式第37号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合合併の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 合併を<u>議決</u>した総会の議事録その他必要な手続きがあったことを証する書面 3～10 略 	<p>様式第36号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合合併の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項（同法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 組合の合併を<u>決議</u>した総会議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面 3～9 略 <p>注 略</p> <p>様式第37号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合合併の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第69条第2項（同法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 合併を<u>決議</u>した総会の議事録その他必要な手続きがあったことを証する書面 3～10 略

様式第37号の次に次の1様式を加える。

様式第37号の2（第24条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事氏名

印

合併届出書

年 月 日開催の通常（臨時）総会において組合合併の決議をしたので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 定款（役員選挙（選任）規程等の定款附属書を含む。）
- 2 組合の合併を決議した総会の議事録謄本又は抄本
- 3 登記事項証明書

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第38号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において権利義務の包括承継の<u>議決</u>をしましたから、水産業協同組合法第91条の2第1項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第69条第2項の規定により、権利義務の包括承継の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 権利義務の包括承継を<u>議決</u>した総会議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面 3～9 略 <p>様式第39号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>清算が終了しましたので、水産業協同組合法第85条の10の規定により、届け出ます。</p>	<p>様式第38号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常（臨時）総会において権利義務の包括承継の<u>決議</u>をしましたから、水産業協同組合法第91条の2第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第69条第2項の規定により、権利義務の包括承継の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 権利義務の包括承継を<u>決議</u>した総会議事録謄本その他必要な手続きがあったことを証する書面 3～9 略 <p>様式第39号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>清算が終了しましたので、水産業協同組合法第85条の14の規定により、届け出ます。</p>

様式第39号の次に次の1様式を加える。

様式第39号の2（第25条の2関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
組 合 名
代表理事氏名

印

組織変更届出書

年 月 日開催の通常（臨時）総会において組織変更の決議をしたので、水産業協同組合法第86条の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更契約を承認した総会の議事録謄本又は抄本
- 3 登記事項証明書

様式第40号を次のように改める。

様式第40号 削除

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第41号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第87条の3第4項（同条第6項及び同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、認可対象会社を子会社とすることを認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第42号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第87条の3第5項ただし書（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、認可対象会社を引き続き子会社とすることを認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第44号（第29条関係）</p> <p>略</p> <p>総会の議決又は選挙若しくは当選取消請求書</p> <p>水産業協同組合法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求します。</p> <p>略</p>	<p>様式第41号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第87条の2第4項（同条第6項及び同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、認可対象会社を子会社とすることを認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第42号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>水産業協同組合法第87条の2第5項ただし書（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、認可対象会社を引き続き子会社とすることを認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>略</p> <p>様式第44号（第29条関係）</p> <p>略</p> <p>総会の決議又は選挙若しくは当選取消請求書</p> <p>水産業協同組合法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、総会の決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求します。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。